

北九州市の新型コロナワクチン情報

市ホームページ「新型コロナウイルスワクチン接種に関する総合案内ページ」▶



令和4年5月17日時点の情報です。状況に応じて変更になる可能性があります。最新情報は市のホームページなどでご確認ください。

▶【4回目接種】60歳以上と基礎疾患のある人が対象です

4回目接種は、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクや、これまで報告されている4回目接種の有効性・安全性などの情報を踏まえ、「重症化予防」を目的として、**3回目接種から5カ月が経過した**下記の人を対象に実施します。その他の人への4回目接種は、国が引き続きさまざまな情報を収集しながら検討を行っています。

(1)60歳以上の人

3回目接種から5カ月が経過した60歳以上の人に、**順次接種券を送付します**。接種券が届いた人から予約・接種が可能です。

3回目を接種した日	到着予定日(目安)
~令和3年12月22日	送付済み
令和3年12月23~29日	令和4年5月30日~6月3日
令和3年12月30日~令和4年1月5日	令和4年6月6~10日
令和4年1月6~12日	令和4年6月13~17日

※以降、1週間ごとにまとめて送付します。

(2)基礎疾患のある人など

18歳以上59歳以下で基礎疾患のある人(右表)、その他重症化するリスクが高いと医師が認める人が対象です。

4回目接種を希望する人は、**接種券発行の申請が必要です**。右記の方法で申請してください。申請は**自己申告で、医師の診断書等は不要**です。ご自身が該当するかどうか不明な場合は、必要に応じてかかりつけ医などに相談してください。なお、接種券は、3回目接種から5カ月経過時に送付します。

接種券の申請方法

インターネット(電子申請)で申請を受け付けます。

ただしインターネットでの申請が難しい人は
■各区役所相談窓口
 受付日時:月~金曜日(祝・休日は除く)の9~17時
■コロナワクチンコールセンター ☎0120・489・199
 でも申請を受け付けています。

電子申請は
コチラから



基礎疾患の具体的内容

以下の病気や状態で、通院か入院している人

- 1.慢性の呼吸器の病気
 - 2.慢性の心臓病(高血圧を含む)
 - 3.慢性の腎臓病
 - 4.慢性の肝臓病(肝硬変など)
 - 5.インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
 - 6.血液の病気(鉄欠乏性貧血を除く)
 - 7.免疫の機能が低下する病気(治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む)
 - 8.ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
 - 9.免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
 - 10.神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態(呼吸障害など)
 - 11.染色体異常
 - 12.重症心身障害(重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態)
 - 13.睡眠時無呼吸症候群
 - 14.重い精神疾患(精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している(※)、または自立支援医療(精神通院医療)で「重度かつ継続」に該当する場合)や知的障害(療育手帳を所持している(※)場合)
- (※)は、通院や入院をしていない場合も該当します。

基準(BMI30以上)を満たす肥満の人

BMI=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)

*BMI30の目安:身長170cmで体重約87kg、身長160cmで体重約77kg

お問い合わせ

コロナワクチンコールセンター

☎0120・489・199

■受付時間:9~17時 ■対応言語:日本語・英語・中国語・韓国語
 ※聴覚障害のある人は☎383・0820

担 保健福祉局感染症医療政策課 ☎582・2919

■本市が提示した主な条件

1.処理の安全性確保

- 安全かつ確実な処理を担保するため、国による立入検査を、本市同様に毎月実施するなど、監視指導の強化を図ること。
- 処理の実施から設備等の解体・撤去が完了するまでの期間における、安全な輸送路を維持・確保するため、財政措置も含め必要な措置を確実に講ずること。

2.期間内での確実な処理

- 安定器及び汚染物等の処理を、令和5年度末までの期間内で一日でも早く完了させるため、関係者が総力を挙げて取り組むとともに、定期的な進捗管理を行って担保すること。
- 令和6年度以降の北九州事業所の操業は行わないこと(令和5年度末までに北九州事業所の操業を終了すること)。
- 万一の不測事態に備え、令和6年度以降の北九州事業所以外での対策をあらかじめ検討しておくこと。

3.地域の理解(地域振興)

- 若松区を中心とした地域振興策について、財政措置も含め必要な支援を行うこと。
- 事業終了後の建物や跡地の有効活用を通じた地域の活性化・雇用維持などの経済振興に向けた本市の取組みを支援すること。

北九州PCB廃棄物処理事業の継続について

国からの検討要請について

市で行われているPCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の処理は、令和3年度末に完了する計画でしたが、達成が困難な状況となったため、昨年9月、国(環境省)から市に対し、新たな処理期限を令和5年度末に設定することについて検討要請がありました。

市民や議会からの意見聴取

今回の要請内容については、市民の皆さんに理解いただくことが先決であることから、市から国に対して、地元説明に全力を尽くすよう申し入れられました。国は、説

明会を38回実施し、延べ900人を超える市民の皆さんに参加いただきました。

また、市としても慎重に対応するため、市民の皆さんや市議会から意見を聴いてきました。

その結果、「国は再延長しないと断言していたはずであり信用できない」という厳しい意見や、施設の老朽化や設備の経年劣化に対する不安、再延長に対する地元負担についての意見も寄せられました。

一方で、「PCB廃棄物の処理が進まなくなるのも問題」など、次世代が負の遺産を引き継ぐことの無いよう、「日も早くPCBを

根絶するために、市がその役割を担うこともやむを得ないのではないかと、意見もいただきました。

国への回答

市としては、市民や議会から寄せられたさまざまな意見や想いを真摯に受け止め、「処理の安全性確保」「期間内での確実な処理」や「地域の理解」の観点から、全30項目を継続の条件として取りまとめ、4月25日、市長から環境大臣に直接提示しました。

これに対して、環境大臣から「これら全ての条件を承諾し、国が責任を持って確実に対応する」と回答がありました。市は、こうした国の決意を受けて、要請を受け入れることとしました。

今後の対応

今後とも市としては、PCB廃棄物の安全かつ期限内での確実な処理完了や、市民の安全・安心の確保に最善を尽くしていきますので、ご理解、ご協力をお願いします。

問 環境局環境監視課
☎582・2175